

令和8年度
社会福祉法人 あきる野市社会福祉協議会 事業計画

第1 基本方針

社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、社会福祉法第109条に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的として、住民参加・支え合い・関係機関との連携により、共に生きる豊かな地域社会を構築することを使命としている。

住民や地域が抱える複雑化・複合化する生活上の諸課題（地域生活課題）に対し、様々な形で相談を受け止め、その課題解決に向けた福祉事業及びボランティア活動を支援し、住民が主体となり課題を捉え、解決に向けて参加する仕組みをつくる。

また、把握した地域生活課題に対して、住民や関係機関との連携及び協働を推進することで、福祉分野にとどまらない包括的な支援体制の構築、既存サービスの改善及び新たな社会資源の開発等による地域づくりを進める。さらに、地域福祉を計画的・総合的に推進するため、市とのパートナーシップによる連携を一層強化する。

このたび、令和8年度から12年度までの5か年計画として、第6期あきる野市地域福祉活動計画が策定され、「ともに支え合い 安心して暮らせる 地域社会の実現」を基本理念に、住民一人ひとりが地域に関心を持ち、困ったときには自然と手を差し伸べ合えるよう、重点目標と具体的な取組が示された。このことから、本会が果たすべき役割を改めて認識するとともに、これまで積み上げてきた地域住民や関係機関との連携を十分に発揮し、基本理念の実現に向けてまい進する。

最後に、近年は厳しい財務運営が続いているため、効果的・効率的な事業運営を図り、本会が行っている事業や活動について積極的なPRを展開することで、地域住民や関係機関等の理解を深め、財務状況の改善に引き続き努める。

第2 重点目標

1 住民の主体的な地域福祉活動を支援する

ふれあい福祉委員会活動やふれあいサロン活動、各種ボランティア活動等といった住民の自主的な活動が活発となるよう、地域においてワークショップを行い、住民及び地域の課題を把握し、活動への参加と発展を支援する。住民同士の支えあい活動が発展するよう、創意工夫を重ねながら支援するほか、各種団体の事務局を担い、多様な団体や行政等との連携により多面的・総合的に地域福祉活動を推進する。

2 住民とともにおこなう地域福祉事業を進める

ふれあい食事サービス事業や家事援助サービス事業、移送サービス事業等の本会独自の福祉サービスの多くは、「市民との協働」によって成り立っている。サービスを受ける側も提供する側も市民であり、皆さんとともに「ともに支え合い 安心して暮らせる地域社会の実現」を目指しながら、事業を進める。

3 公的サービスの提供や相談支援体制を充実する

障害者総合支援法に基づく「障害者通所施設運営」、介護保険法に基づく「ケアプランの作成やホームヘルパーの派遣」、高齢者が安心して生活できるよう「地域包括支援センターの運営」や、判断能力が低下している方を支援する「成年後見制度推進事業」等、専門性を活かしながら包括的な支援体制の充実を図る。

事業の実施に際しては、法令遵守、公正中立な立場でサービス提供に努め、地域住民が抱える問題に対し、迅速かつ丁寧に対応できるよう相談体制を充実させ、的確な支援につなげていく。

4 情報の発信・PRを強化し、安定した組織運営を行う

本会の実施している事業が市民の身近な存在となるために、必要とされる情報が市民に届くよう、ホームページを最大限に活用することに加え、フェイスブックの活用をさらに推進するとともに、広報紙「あいネットあきる野」の内容を充実させるなど、情報発信の取組を一層強化する。

また、安定した組織運営のために、福祉人材の確保とともに、本会の独自財源である「社協会員会費」は、地域の皆様に協力を頂けるよう使途の透明性について確保できるよう取り組んでいく。

5 今後、社協に期待される事業について検討する

国等が示している「地域共生社会」の実現に向けて、地域の複雑化・複合化する地域生活課題に対応するために、地域のニーズを的確に捉え、地域住民や各種団体、行政、専門家など多様な団体や行政等との連携を強化しながら社協に期待される事業を検討していく。

第3 社会福祉事業

1 地域福祉活動推進事業

(1) 法人運営事業

ア 組織運営事業

(ア) 理事会・評議員会の執行及び議決機関としての機能の充実と、その意思決定に基づいた合理的・効率的な事業展開が可能な組織づくりを図る。

- a 理事会の開催 4回
- b 評議員会の開催 4回
- c 三役会の開催 4回
- d 監査の実施 1回

(イ) 理事・評議員及び市民等が参加した各種委員会を設置し、本会が実施している事業への理解を進め、助言をいただき、事業運営に反映させる。

- a 財政委員会の開催 2回
- b 地域福祉活動推進委員会の開催 2回
- c 在宅福祉サービス推進委員会の開催 2回
- d 役員等選出委員会の開催 2回
- e 評議員選任・解任委員会の開催 2回

(ウ) 財政基盤の強化を推進するため、介護保険事業や障害福祉サービス事業の収益の安定を図り、また、会員会費の使途を明確にするとともに、引き続き会員募集方法の研究及び検討を進め、会員の増強を図っていく。

- a 個人会員募集 12,000世帯 5,668,000円
- b 団体会員募集 730団体 3,106,000円

(エ) 事業を円滑に運営するため、行政、町内会・自治会連合会、民生・児童委員協議会及び地域福祉関係団体等との密接な連絡調整を図るとともに、東京都社会福祉協議会及び西多摩ブロック各社会福祉協議会との連携を強化する。

- a 町内会・自治会連合会役員会への参加 1回
- b 民生・児童委員協議会会長会への参加 1回
- c 民生・児童委員地区協議会への参加 3回
- d 東京都社会福祉協議会会長・事務局長会への参加 1回
- e 西多摩ブロック地社協会長・事務局長会への参加 2回
- f 都内社協職員連絡会への参加 6回
- g 西多摩ブロック社協職員連絡会への参加 6回
- h 地域社会奉仕団体等賀詞交歓会等への参加 5回
- i あきる野市行政計画等委員会への参加 10回
- j 町内会・自治会連合会との地区懇談会
- k 地域包括圏域における地区懇談会

1 小学校・中学校等との懇談会

(オ) 職場における職員の安全管理及び健康管理を推進するため、安全衛生委員会を設置し、毎月1回開催する。安全衛生委員会では、勤務状況等の確認を行い、職員の健康管理に努めるほか、定期健康診断や予防接種、ストレスチェックの実施や健康及び衛生等に関する講座の開催、安全及び衛生等に関する情報発信を行う。

- a 安全衛生委員会の開催 12回
- b 職員及び利用者健康診断の実施 1回
- c 職員及び利用者予防接種の実施 1回
- d 職員ストレスチェックの実施 1回
- e 健康講座の開催 1回

イ 調査・研究事業

(ア) 複雑・多様化する福祉サービスに的確に対応するため、他社協の状況等を把握し、事業運営に反映させる。

(イ) 研修計画に基づき、関係機関の実施する研修に参加し、職員の資格取得を促し、資質向上を図るとともに、職員の人材育成を図る。

- a 職員研修の開催 6回
- b 業務研修への参加 50回

(ウ) 社会福祉の分野における国や都の動向を注視しながら、必要に応じて、所管庁である市担当部署との連携・協議を進めていく。

ウ 普及宣伝事業

(ア) 広報紙「あいネットあきる野」を隔月に発行し、市民へ福祉に関する情報を分かりやすく提供するとともに、設置場所の増加に努め、本会の事業への理解と福祉意識の啓発を図る。

- a 広報委員会の開催 6回
- b 広報紙「あいネットあきる野」の発行 7回

(イ) ホームページ及びフェイスブック等を活用して、事業内容の紹介や利用方法の案内、行事の日程等の情報を積極的に発信することで、利用者が本会の事業等の情報を得やすい環境を整備し、開かれた組織を目指す。

- a ホームページの更新 60回
- b フェイスブックへの投稿 60回

(ウ) 産業祭等の市行事に参加し、市民へ本会及び本会の事業の周知・理解に努める。

- a あきる野市産業祭への参加 1回
- b あきる野市総合防災訓練への参加 1回

- c 都立秋留台公園ユニバーサルスポーツ祭への協力 1回
 - d 都立秋留台公園防災訓練への協力 1回
- (エ) マスコットキャラクターを活用したPRグッズの作成
- a ポケットティッシュ 1,000個

エ 援護事業

- (ア) 火災等による罹災世帯に対し、行政と連携を図り災害見舞金を給付する。
- なお、本事業に関しては令和8年度中に見直しを検討する。
- a 火災全焼及び半焼 5件 100,000円
- (イ) 寄附物品を収受し、福祉施設等へ配付する。
- a タオル等の寄付物品を配布 3回

カ その他の事業

- (ア) 市民の福祉関係資格取得に伴う実習生の受け入れを積極的に行う。
- a 相談援助実習の受け入れ 2件
 - b 職場体験等の受け入れ 5件
- (イ) 福祉募金箱（社協会員会費、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい・地域福祉活動募金及び日本赤十字社活動資金（以下「各種募金等」という。）の設置場所を増やし、各種募金等が地域福祉活動等に活用されていることへの理解促進と身近な場所で協力できる環境づくりを推進する。
- a 福祉募金箱設置箇所 10か所
 - b 電子決済システムSynableの利用 20件
- (ウ) 職員による街頭募金活動を実施する。
- a 赤い羽根共同募金 5日間
 - b 歳末たすけあい・地域福祉募金 5日間

(2) 地域福祉事業

ア 小地域福祉活動事業（ふれあい福祉委員会事業）

隣近所への声かけ・見守り活動を主とした住民同士の助け合いを推進するふれあい福祉委員を支援し、福祉課題や地域課題の発見、市民との協力関係の構築及び関係機関との連携を推進する。

- (ア) ふれあい福祉委員会及び連絡協議会の支援をする。
- a ふれあい福祉委員会連絡協議会全体会議の開催 1回
 - b ふれあい福祉委員会連絡協議会新任研修の開催 1回
 - c ふれあい福祉委員会連絡協議会正副会長・地区代表者会議の開催 4回
 - d ふれあい福祉委員会連絡協議会地区会議の開催 6地区各1回
 - e ふれあい福祉委員会連絡協議会地区研修会の開催 2回

(イ) ふれあい福祉委員会へ助成金を交付する。(自主財源)

(ウ) ふれあい福祉委員会のあり方についての課題整理及び研究

イ ふれあいサロン支援事業

日常生活に課題を抱えている子育て中の親や高齢者等が、孤独、孤立とならないよう地域における居場所づくりを支援する。また、ふれあいサロンの運営や新規設置に向けた相談を受け付けるとともに、参加者の抱える生活課題を把握し、課題解決に向けた取組を行う。

(ア) ふれあいサロン(22サロン)の運営を支援する。

a ふれあいサロン連絡会の開催 1回

b 新規サロン開設に向けた相談援助を行う。

(イ) ふれあいサロンへ助成金を交付する。(自主財源)

(ウ) 社協子育て応援サロン「ファンファン」の運営

a 実施回数 12回 毎月第2水曜日

b 参加人数 延べ140組290人

c 協力者数 延べ50人

ウ 高齢者クラブ支援事業

市内の40クラブで組織する、あきる野市高齢者クラブ連合会の事務局として、毎月開催される三役会・理事会等の会議、支え合い募金等の社会奉仕活動、グラウンド・ゴルフや輪投げ等の軽スポーツを中心とした健康増進事業及び女性委員会事業の運営を支援する。また、上部組織である東京都老人クラブ連合会や東京都老人クラブ連合会第1ブロック協議会(西多摩地域の老人クラブ組織)等、関係機関との連絡事務を行う。

(ア) 高齢者クラブ連合会支援

a 三役会への参加 11回

b 理事会への参加 11回

c 各種部会等への参加 12回

d グラウンド・ゴルフ大会の支援 1回

e 輪投げ大会の支援 1回

f 文化展の支援 1回

g 女性委員会への参加等 6回

h 研修親睦旅行の随行 1回

i 会報発行の支援 2回

j 東京都老人クラブ連合会等事業の参加の支援 5回

エ 福祉理容サービス事業

寝たきりや障がいなどの理由で外出困難な方を対象に、「あきる野市福祉理美容の会ラ・ポルト」の協力を得て、自宅訪問により理容散髪を実施する。その際に、利用費用の一部を補助する。

(ア) 利用券の発行

- a 申込件数 45件
- b 基本発行券（1枚1,500円） 100枚
- c 追加発行券（1枚3,000円） 40枚

オ 福祉用具貸出事業

地域福祉の向上を図ることを目的として、市内に住所を有する個人及び団体を対象に、在宅介護、学校での福祉教育（授業）、福祉施設や町内会・自治会等の行事及びボランティア団体の活動等への福祉用具等の貸出を無料で実施する。なお、本事業に関しては有料化に向けて令和8年度から検討する。

(ア) 福祉用具

- a 車椅子 180件（内、五日市事務所20件）
- b デイジー図書再生器 5件

(イ) 福祉教育機材

- a 小型点字器 3件
- b 高齢者疑似体験セット 3件
- c 白杖 3件

(ウ) イベント機材

- a テント 3件
- b 綿菓子製造機 20件
- c ポップコーン製造機 25件
- d かき氷製造機 15件
- e プレイサークル 3件

カ ふれあいクリスマス会事業

秋川流域の障がい児（者）同士やボランティア等との交流を図り、障がい児（者）の社会参加への一助とすることを目的に、秋川流域社会奉仕団体等により組織された秋川流域ふれあいクリスマス会2026実行委員会の事務局を、日の出町社協及び檜原村社協と協働で担当する。

(ア) 実行委員会支援

- a 実行委員会への参加 2回
- b 担当者打合せへの参加 2回

(イ) ふれあいクリスマス会

- a 実施日 令和8年12月5日（土）予定

(3) 在宅福祉事業

社協会員世帯の高齢者や障がい者等であって、援助を必要とする世帯に、地域住民のたすけあい活動により有料でサービスを実施する。

なお、近年の物価高騰等の影響により、以前より燃料費や材料費が高額になっていることから、サービス利用料について検討する。

ア 家事援助サービス事業

高齢者や障がい者等により、主として家事援助を必要とする世帯にサービスを実施する。

(ア) サービス提供

- a 利用者数 300人
- b 利用回数 延べ855回
- c 利用時間 延べ1,140時間

(イ) 協力者

- a 協力員数 13人

(ウ) 連絡会及び研修等

- a 協力員連絡会の開催 1回

イ 移送サービス

高齢者や障がい者等により、タクシーを含む公共の交通機関等の利用（移動）が困難な方に、本会の車両を利用して病院等への送迎を行う。

(ア) サービス提供

- a 利用者数 620人
- b 利用回数 延べ1,915回
- c 利用時間 延べ2,310時間

(イ) 協力者

- a 協力員数 18人

(ウ) 連絡会及び研修等

- a 協力員連絡会の開催 1回
- b 安全運転研修の開催 1回（連絡会と同日に予定）

ウ ふれあい食事サービス

70歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯、障がい者世帯等であって、自宅で調理が困難な方を対象に、週1回（水曜日又は木曜日）ボランティアにより、見守りも兼ねて昼食を届ける。

(ア) サービス提供

- a 実施回数 99回
- b 利用者数 75人

- c 提供食数 延べ7, 400食
- (イ) 協力者
 - a 調理ボランティア 7団体 80人
 - b 配食ボランティア 4団体 60人
- (ウ) 連絡会及び研修
 - a 食品衛生講習会の開催 2回
- (エ) 助成金の交付（自主財源）
 - a 交付団体 11団体
 - b 交付金額 55, 000円

(4) ボランティア活動推進事業

安心して暮らせる福祉のまちづくりのため、ボランティア・市民活動に多くの市民が自発的に参加できるよう、各種情報を収集・整備し、各種相談へ対応が可能となるよう努めた。また、あきる野ボランティア・市民活動センターが広く認知されるように、市民と一体となった事業の企画、啓発講座の開催、PR活動を実施する。

ア ボランティア・市民活動への啓発（きっかけ作り）

市民自らが様々な福祉問題、地域問題及び社会問題に気付き、自らの手によって解決を図るための活動を始められるよう、啓発の機会として、講座及び講演会等を開催する。

- (ア) 地域支援活動に関する啓発講座等
 - a サンタクロースボランティア事業の実施 1回
 - b ボランティア啓発講座の実施 1回
 - c ボランティア・市民活動団体及び西多摩ブロック各社協等との共催事業
 - d ふれあいフェスタの実施 1回
 - e 都立秋留台公園ユニバーサルスポーツ祭への協力 1回
- (イ) 夏！体験ボランティア事業
 - a プログラム数 75プログラム
 - b 申込者 400人

イ 相談、情報発信、連携

市民、団体及びNPO法人等からの多様な相談に応じ、ニーズに対応できるよう、市内外の情報ネットワークを構築するとともに、社協広報「あいネットあきる野」及び社協ホームページにて、各種活動情報を、幅広い年代へ提供する。

- (ア) 相談支援体制の充実
 - a 相談受付 65件
- (イ) ボランティア情報等の発信

- a ボランティアコーナーにおける情報チラシの設置・ホームページへの情報掲載 随時
- (ウ) 西多摩ブロック各社協ボランティアセンター等との連携
 - a 西多摩ブロックボランティア担当者会議への参加 2回
 - b 学校授業への調整及び協力 2回

ウ ボランティア・市民活動団体等の登録、支援

ボランティア・市民活動団体の登録を受け付け、社協が各団体の情報の中心となり、市民からの相談等に活用し、市民のボランティア・市民活動への参加を推進する。また、登録団体に対しては、市民への団体紹介等の情報提供及びボランティアルームの貸出を行い、登録団体の活動を支援する。

- (ア) ボランティア登録
 - a ボランティア・市民活動団体登録数 37団体
 - b 個人ボランティア登録数 35人
 - c 演芸ボランティア登録数 62団体及び個人
- (イ) ボランティアルームの貸出
 - a 利用団体数 延べ190団体
 - b 利用回数 延べ360回
 - c 利用人数 延べ3,200人
- (ウ) ボランティア保険等の受付
 - a ボランティア活動保険 受付件数 250件
 - b ボランティア活動保険 加入人数 2,400人
 - c 行事保険 受付件数 150件
 - d 行事保険 加入人数 6,500人
 - e 行事保険（当日対応型） 受付件数 130件
 - f 行事保険（当日対応型） 加入人数 4,100人
- (エ) 助成金の交付
 - a 交付件数 4件
 - b 交付金額 200,000円

エ 災害ボランティアセンターに関する取組

西多摩ブロック社会福祉協議会では、災害支援活動を行っているNPO法人ピースウィンズ・ジャパンから平時における訓練や講座等に関する連携・協力を得られるため、本会においても積極的により連携を図り、効果的な訓練や講座等を実施する。

- (ア) 災害ボランティア事前登録
 - a 災害ボランティア登録者数 68人

- (イ) 災害ボランティアセンター設置・運営訓練及びPR
 - a 災害ボランティア養成講座 1回
 - b 災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施 2回
 - c あきる野市総合防災訓練への参加 1回
 - d 都立秋留台公園防災訓練への協力 1回

オ 福祉喫茶もろこし畑への支援

- (ア) 音楽ボランティアコーディネート
 - a コーディネート件数 35回
 - b 活動回数 延べ70回
- (イ) ポスター及びチラシ等の設置
 - a ポスター及びチラシの設置 5回

カ 障がい者団体保険加入への支援

- (ア) 賠償責任保険及び傷害保険への加入
 - a 加入団体 5団体
 - b 加入者数 165人

キ だれでもカフェの運営

- (ア) ボランティア・市民活動団体等の連携の推進
毎月第一火曜日及び第三金曜日の午前中に職員が常駐し、ボランティア・市民活動団体等の相談に対応する。
- (イ) ボランティア・市民活動団体等の連携の場として使用する。
地域課題解決会議等の地域活動団体に会議の場を提供し、団体間の連携の場とする。

(5) 生活福祉資金貸付事務受託事業（東京都社会福祉協議会からの受託事業）

東京都社会福祉協議会から委託を受けて、所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、貸付基準（生活費の不足ではない具体的な利用目的があり、他の資金が利用できず、未払いで償還の見込みが立つ）に該当する世帯に対し、資金の貸付と必要な相談・支援を行うことにより、安定した生活を送れるようにすることを目的に、民生・児童委員の相談援助活動のもと実施する。

ア 貸付事務

- (ア) 生活福祉資金貸付相談件数 600件
- (イ) 貸付件数 15件

イ 償還事務

- (ア) 償還相談件数 800件

ウ 緊急小口資金等特例貸付に関わるフォローアップ支援

(ア) 相談件数 50件

(6) 受験生チャレンジ支援貸付事務受託事業（あきる野市からの受託事業）

低所得者の子どもの就学を支援することを目的として、学習塾等受講料及び高校・大学受験料への貸付申請を行う。

ア 貸付事務

(ア) 相談件数 500件

(イ) 申請件数 80件

(7) 成年後見センターあきる野

認知症や障がい等により、判断能力が低下した方が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう成年後見センターあきる野を設置・運営し、成年後見制度の利用促進や法人後見事業、地域福祉権利擁護事業を行い、権利擁護支援を図る。

ア 地域福祉権利擁護事業（東京都社会福祉協議会からの受託事業）

認知症高齢者や知的障がい、精神障がい等により判断能力の低下した方を対象として、地域福祉権利擁護事業（福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービス）の相談等に専門員が対応し、利用者との契約により生活支援員が有料でサービスを提供する。

(ア) 相談事務

a 相談件数 1,800件

b 利用者数 36人

(イ) 連絡会及び研修会

a 生活支援員連絡会等

(a) 生活支援員連絡会の開催 2回

(b) 西多摩ブロック地域福祉権利擁護事業生活支援員研修会へ参加 1回

(c) 新任生活支援員研修会へ参加 1回

(d) 現任生活支援員研修会へ参加 1回

b 専門員業務連絡会等

(a) 東社協業務連絡会へ参加 2回

(b) 東社協主催研修会への参加 2回

(c) 西多摩ブロック社協地域福祉権利擁護事業連絡会への参加 2回

イ 成年後見制度推進事業（あきる野市からの受託事業）

成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関の運営を受託し、福祉サービス総合支援事業及び成年後見活用あんしん生活創造事業を引き続き実施するとともに、成年後見制度の利用促進を図る。

(ア) 福祉サービス総合支援事業

a 相談事務

- (a) 成年後見制度の利用相談件数 750件
- (b) 福祉サービス利用に関する専門的な相談件数 2件
- (c) 福祉サービス利用に際しての苦情相談件数 2件
- (d) 判断能力不十分な人々の権利擁護相談件数 10件

b 福祉サービス利用援助の拡大（財産保全管理・手続き代行サービス）

- (a) 相談及び対応件数 40件
- (b) 契約件数 2件

c 相談会の実施

- (a) 司法書士による成年後見制度専門相談会の実施 6回
- (b) 弁護士による福祉法律相談会の実施 6回

(イ) 成年後見活用あんしん生活創造事業

a 成年後見人等の支援の相談件数 80件

b 利用手続きの支援

- (a) 申立て支援件数 12件
- (b) 支援検討会議の開催 6回

c 普及啓発活動

- (a) 一般市民向け講座の実施 3回
- (b) 支援者向け講座の実施 1回
- (c) パンフレットの作成及び配布

d 地域ネットワークの活用

- (a) あきる野市成年後見制度利用促進協議会への参加 2回

(ウ) 成年後見制度利用促進

a 権利擁護支援が必要な方の早期発見及び対応

b 成年後見制度利用に向けた支援会議の開催及び支援チームによる対応

- (a) 支援会議や支援チームによる対応 15回

c 西多摩地域広域行政圏協議会における市民後見人養成推進事業への協力

(エ) オンラインを活用した相談支援の実施

ウ 法人後見事業

認知症や障がい等により判断能力の低下した方の生活や権利を守るため、本会が法人として成年後見人等を受任し、成年被後見人等の支援を行う。

- (ア) 法人後見の受任
 - a 相談件数 70件
 - b 受任件数 5件(令和7年度2件含む)
 - c 法人後見事業運営委員会の開催 3回
- (イ) 成年被後見人等の支援
 - a 相談及び対応件数 250件

(8) 介護支援ポイント制度事務受託事業(あきる野市からの受託事業)

ア 登録及び管理

- (ア) 介護支援ボランティアの登録及び管理
 - a 新規利用者数 2人
 - b 継続利用者数 28人
- (イ) 受入れ施設
 - a 受入れ施設数 25施設

イ 評価ポイントの管理及び付与

- (ア) 評価ポイントの管理
 - a 申請者数 27人
- (イ) 評価ポイントの付与
 - a 付与数 1,086ポイント
 - b 交付額 108,600円

(9) 第1層生活支援コーディネーター受託事業(あきる野市からの受託事業)

介護保険法に基づく地域支援事業として、地域における高齢者の生活支援及び介護予防等に必要なお仕事づくり・担い手づくりに取り組むことにより、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を継続できるよう、以下の内容を行う。

ア 地域の高齢者ニーズ及び地域資源の把握並びに課題の抽出

- (ア) 「シニアガイドブック(第4版)」を発行する。

イ サービスの担い手の養成及び地域に不足するサービスの創出

- (ア) 第2層生活支援コーディネーターが担当圏域で行うサービスの創出に関する活動への相談対応、助言及び伴走支援を行う。

ウ サービスの担い手との連携体制づくり

- (ア) 第2層生活支援コーディネーターが担当圏域で行うサービス担い手との連携体制づくりへの相談対応、助言及び伴走支援を行う。

エ サービスの提供に係る関係者間で情報を共有するためのネットワークづくり

(ア) 会議への参加

- a 自立支援型地域ケア個別会議への参加 随時
- b 短期集中予防サービス強化支援事業地域ケア会議への参加 随時

オ 市が設置する「あきる野市地域ぐるみの支え合い推進協議体」への参加及び情報連携

(ア) あきる野市地域ぐるみの支え合い推進協議体

- a 会議への参加 2回

2 歳末たすけあい運動事業

(1) 募金活動

ア 運動期間

(ア) 運動期間 12月1日から12月31日まで

イ 実施方法

- (ア) 各戸募金 町内会・自治会へ協力依頼
- (イ) 街頭募金 5日間
- (ウ) 窓口受付
- (エ) 職域募金

(2) 配分事業

ア 地域福祉活動費の配分

- (ア) ふれあい福祉委員会運営事業 2,048,459円
- (イ) ふれあいサロン事業 130,475円
- (ウ) ボランティア活動推進事業 430,568円

3 介護保険等事業

(1) 居宅介護支援事業

介護保険制度に基づき、利用者が自分の有する能力に応じた生活を在宅において営むことができるよう、次のような各種支援等を行う。

ア 居宅サービス計画の作成

(ア) 利用件数

- a 要支援1区分 12件
- b 要支援2区分 36件
- c 要介護1区分 360件
- d 要介護2区分 350件
- e 要介護3区分 180件
- f 要介護4区分 115件

g 要介護5区分 75件

イ 要介護・要支援認定訪問調査

(ア) 利用件数

a あきる野市 100件

b あきる野市以外 24件

ウ 職員研修等

(ア) 外部研修

a 専門研修Ⅰ及びⅡへの参加 必要時

b 主任介護支援専門員更新研修への参加 5日

(イ) 内部研修

a ケース検討会の開催 2回

(ウ) 法に基づく各種委員会の開催

a 高齢者虐待防止委員会の開催 1回

b 感染症対策委員会の開催 2回

エ 給付管理事務、介護保険サービス計画費請求事務

オ 苦情処理対応

カ 介護支援専門員ネットワークづくり

(ア) あきる野市介護事業者連絡協議会への参加 4回

キ 介護サービス情報の公表制度の調査票提出

(2) 訪問介護事業

介護保険制度に基づき、要介護及び要支援認定を受けた方が、自分の有する能力に応じた生活を在宅において営むことができるよう、ホームヘルパーを派遣し、次のような各種支援等を行う。

ア 訪問介護サービスの提供

(ア) 利用件数

a 訪問型A区分 95件

b 要介護区分 290件

c 保険外区分 45件

イ 職員研修等

(ア) 外部研修

a 介護サービス事業者研修への参加 2回

(イ) 内部研修

- a 定例会の開催 12回
- b ケース検討会の開催 3回
- (ウ) 法に基づく各種委員会の開催
 - a 高齢者虐待防止委員会の開催 1回
 - b 感染症対策委員会の開催 2回

ウ 苦情処理対応

エ 介護支援専門員のネットワークづくり

- (ア) あきる野市介護事業者連絡協議会への参加 2回

オ 介護サービス情報の公表制度の調査票提出

(3) 障害福祉サービス事業

障害者総合支援法における居宅介護事業の認定を受けた身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者が自分の有する能力に応じた生活を在宅において営むことができるよう、ホームヘルパーを派遣する。また、市内のグループホーム等に居住する方へ地域生活支援事業における移動支援事業を提供する。

ア 居宅介護・移動支援サービスの提供

- (ア) 利用件数
 - a 居宅介護 240件
 - b 移動支援 200件

イ 職員研修等

- (ア) 外部研修
 - a 介護サービス事業者研修への参加 2回
- (イ) 内部研修
 - a 定例会の開催 12回
 - b ケース検討会の開催 3回
- (ウ) 法に基づく各種委員会の開催
 - a 虐待防止委員会及び身体拘束適正化委員会の開催 1回
 - b 感染症対策委員会の開催 2回

(4) あきる野市養育支援訪問事業（あきる野市からの受託事業）

児童の養育が困難な家庭に育児支援ヘルパーを派遣し、その家庭において家事や育児等の日常生活に必要な援助を行う。

ア 育児支援ヘルパーの派遣

- (ア) 利用件数

- a 利用件数 16件
- b 利用時間数 延べ150時間

イ 主管課との情報交換 1回

(5) あきる野市養育支援訪問事業多胎児家庭育児サポーター派遣事業（あきる野市からの受託事業）

2人以上の多胎の子を妊娠中または養育している家庭に対して、多胎児の保護者の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的として多胎児家庭育児サポーターを派遣し、その家庭において家事や育児等の日常生活に必要な支援を行う。

ア 多胎児家庭育児サポーターの派遣

(ア) 利用件数

- a 利用件数 12件
- b 利用時間数 延べ48時間

イ 主管課との情報交換 1回

(6) ひとり親家庭ホームヘルプ事業（あきる野市からの受託事業）

ひとり親家庭が一時的に生活援助や子育て支援が必要な家庭にヘルパーを派遣し、ひとり親家庭の生活安定のための援助を行う。

ア ホームヘルパーの派遣

(ア) 利用件数

- a 利用者数 12件
- b 利用時間数 延べ48時間

イ 主管課との情報交換 1回

(7) あきる野市産後家事・育児支援事業（あきる野市からの受託事業）

乳幼児を育てる家庭に対してヘルパーを派遣し、保護者の家事・育児負担の軽減、孤立化や産後うつなどの未然防止を図るための援助を行う。

ア ホームヘルパーの派遣

(ア) 利用件数

- a 利用者数 24件
- b 利用時間数 延べ160時間

イ 主管課との情報交換 1回

(8) 社会貢献活動

ア 市内小中学校等での車椅子体験等支援 3回

(9) あきる野市介護事業者連絡協議会事務局業務

市内において介護保険サービスを提供する101事業所(会員)の事務局として、会員間の連携・補完、介護サービスの安定的な供給体制作り、情報の共有及びサービスの質の向上等に取り組んだ。また、あきる野市の主管課や地域包括支援センター、医師会等と連携を図るための業務を行う。

ア 事務局業務

(ア) 会議等

- a 幹事会の開催 3回
- b あきる野市との情報連絡会 3回
- c 各部会の開催支援 10回

(イ) 事業等

- a 介護の日事業の実施 1回

4 こすもす福祉作業所運営事業

利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法に基づく、就労継続支援B型事業及び生活介護事業の多機能型事業を実施する。利用者に対して生産活動などの就労の機会(授産活動)を提供するとともに、利用者の知識及び能力の向上のための支援を行う。また、利用者の特性を把握し、個別支援計画書をもとに、食事や排せつ等の支援、見守りを行い、利用者の社会生活能力の向上に向けた適切な支援を合わせて行う。

(1) 施設運営事業

ア 会議及び研修

(ア) 会議等

- a 保護者会の開催 3回
- b 職員ミーティングの開催 毎日
- c 職員会議の開催 12回

(イ) 研修等

- a 職員研修の開催 1回
- b 虐待防止委員会及び身体拘束適正化委員会の開催 1回
- c 感染症対策委員会の開催 4回

イ 健康管理

(ア) 健診等

- a 内科健診の実施 12回
- b 健康診断の実施 1回
- c 歯科健診の実施 1回
- d 血圧測定の実施 毎週金曜日

- e 体重測定の実施 12回
- (イ) 感染症対策
 - a 検温の実施 毎日
 - b 手指消毒の実施 随時
 - c 換気の実施 適宜

ウ 開所日及び利用者数

- (ア) 利用者数 20人
- (イ) 開所日数 243日

(2) 生産活動

ア ベンガラ染製品等自主製品の製造・販売

- (ア) 販売場所
 - a こすもす福祉作業所
 - b わんだフルネイチャーヴィレッジ
 - c 福祉喫茶もろこし畑
 - d 福祉バザー
 - e あきる野市産業祭

イ 就労継続支援B型

- (ア) 受注作業
 - a 建材用紙袋加工作業
 - b 護摩木検品作業
 - c ティッシュチラシ封入作業 他
- (イ) リサイクル作業
 - a アルミ缶整理作業
 - b 古紙整理作業
- (ウ) 健康維持活動、創作活動
 - a 歩行訓練
 - b 創作活動

ウ 生活介護

- (ア) 受注作業
 - a 建材用紙袋加工作業
 - b 護摩木検品作業
 - c ティッシュチラシ封入作業 他
- (イ) リサイクル作業
 - a アルミ缶整理作業

- b 古紙整理作業
- (ウ) 健康維持活動、創作活動
 - a 歩行訓練
 - b 創作活動

(3) 社会化適応事業

ア 教室行事及び外出行事等

- (ア) 教室行事
 - a 音楽教室の実施 12回
 - b 体操教室の実施 12回
- (イ) 外出行事等
 - a バスハイクの実施 1回
 - b 外出行事等の実施 6回

イ 作品展及び他事業所等との協働行事

- (ア) 作品展の実施
 - a こすもす福祉作業所作品展の実施 1回
- (イ) 市内事業所等との協働
 - a 作品展への参加協力 1回

第4 公益事業

1 地域包括支援センター事業

令和6年に行われた、あきる野市地域包括支援センター事業運營業務委託に係る公募型プロポーザルを経て、令和7年度から3年間、東部圏域の運営を受託することになり、本年は2年目を迎える。

令和7年12月31日現在、あきる野市東部圏域における人口は、25,706人、高齢者人口は7,588人、高齢化率は29.5%であり、昨年と比べ、高齢化率は0.2%増加している。

今後も、高齢者人口に比例し、高齢化率の上昇が予想されるため、高齢者虐待や成年後見制度の活用等をはじめとした権利擁護や家族問題の支援に対応できるよう、職員の対人援助技術や質の確保、人材育成を中心としたスキルアップに努めながら、多様化かつ複雑化した相談内容に対応していく。

(1) 地域包括支援センター事業の運営（あきる野市からの受託事業）

ア 総合相談支援業務

イ 権利擁護業務

- (ア) 成年後見制度の活用促進
- (イ) 高齢者専門法律相談会の実施

- (ウ) 高齢者虐待の対応
- (エ) 消費者被害防止の対応

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

- (ア) 地域ケア会議の実施
- (イ) 介護支援専門員や地域の関係機関との連携等を目的とした研修会の開催
- (ウ) 関係期間との連携
- (エ) 支援困難事例への助言・支援

エ 認知症総合支援事業

- (ア) 認知症初期集中支援推進事業
- (イ) 認知症家族の会への支援

オ 生活支援体制整備事業（第2層生活支援コーディネーターの配置）

カ 任意事業

- (ア) 認知症サポーター養成講座の実施
- (イ) 介護教室等の実施

キ 指定介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメントの実施

ク その他の事業

- (ア) あきる野市地域包括支援センター運営協議会への出席
- (イ) あきる野市高齢者虐待防止ネットワーク会議への出席
- (ウ) あきる野市地域ぐるみの支え合い推進協議会への出席
- (エ) その他関係機関との連携

2 秋川ふれあいセンター施設管理運営事業（あきる野市からの指定管理業務）

秋川ふれあいセンターを、地域に根付いた福祉活動の拠点とし、多くの市民が利用できるような施設とするための事業を積極的に展開していく。

(1) 施設維持管理事業

ア 空気調整設備管理

- (ア) 冷暖房換気設備点検 1回
- (イ) フィルター清掃 2回

イ 環境衛生管理

- (ア) 建築物環境衛生管理 12回
- (イ) 空気環境測定 6回
- (ウ) 水質検査 1回
- (エ) 鼠・昆虫生息状況検査 12回

- (オ) 鼠・昆虫駆除 1回
- (カ) 受水槽清掃 1回
- (キ) 有利残留塩素検査 毎日（年末年始除く）

ウ 清掃管理

- (ア) 定期清掃 2回
- (イ) 日常清掃 営業日
- (ウ) 下水道清掃 週1回
- (エ) グリストラップ清掃 1回
- (オ) 蛍光管廃棄処理 1回

エ 警備管理

- (ア) 有人警備 毎日（年末年始除く）
- (イ) 機械警備 毎日

オ 消防設備管理

- (ア) 消防設備点検 2回
- (イ) 防火設備点検 1回
- (ウ) 火気等自主検査 毎日

カ 電気設備管理

- (ア) 受変電キューピクル点検 6回
- (イ) キューピクル清掃 1回
- (ウ) 電力デマンド監視 毎日

キ 設備機器管理

- (ア) エレベーター点検 12回
- (イ) 自動ドア点検 4回
- (ウ) ふれあいホール電動式椅子付移動観覧席点検 1回
- (エ) ふれあいホール舞台機構（吊物装置）点検 1回
- (オ) 中央監視装置機器点検 1回
- (カ) 空調自動制御機器点検 1回
- (キ) ふれあいホールAV設備点検 1回
- (ク) ピアノ調律 1回
- (ケ) 冷凍冷蔵庫点検 2回
- (コ) 製氷機点検 2回
- (サ) コールドテーブル点検 2回

ク 建物・植栽管理

(ア) 植栽剪定 2回

ケ あきる野市施設維持管理調査

(ア) 日常点検報告 12回

(イ) 定期検査 1回

(ウ) モニタリング調査 2回

コ 環境整備

(ア) グリーンボランティア 24回

(イ) デザインボランティア 6回

(2) 施設貸出等事業

ア 貸出受付

(ア) ふれあいホール 300件

(イ) 第1会議室 300件

(ウ) 第2会議室 250件

(エ) 第3会議室 250件

(オ) 寿の間 300件

イ 施設活用

(ア) キッズスペースの運営管理 随時

(イ) 赤ちゃん・ふらっと（授乳室、おむつ替えスペース）の運営管理 随時

(ウ) 涼み処としての協力 夏季

ウ 周知・広報

(ア) パンフレットの作成 500部

(イ) 予約状況確認システムの導入

(3) その他

ア 自衛消防訓練

第5 その他の事業

1 東京都共同募金会事業

東京都共同募金会あきる野地区協会の事務局を担当し、赤い羽根共同募金運動に協力する。また、平成23年度に設置したあきる野地区配分推せん委員会により、市内の福祉施設・団体から地域配分(B配分)の申請を受け付け、協議を経て東京都共同募金会へ推薦する。

(1) あきる野地区協会

ア 募金活動

(ア) 運動期間 10月1日から10月31日まで

(イ) 実施方法

- a 各戸募金 町内会・自治会へ協力依頼
- b 街頭募金 5日間
- c 窓口受付
- d 職域募金

(2) 配分事業

ア あきる野地区配分推せん委員会の開催 2回

イ 民間社会福祉施設、団体等への配分 1,380,000円

2 日本赤十字社事業

(1) 地区事業

ア 収納事務

(ア) 運動期間 5月1日から5月31日まで

(イ) 収納事務等

- a 各戸収納 町内会・自治会へ協力依頼
- b 窓口収納 随時

イ 義援金受付

ウ 救援事業

(ア) 災害見舞い品給付事業

(2) あきる野市赤十字奉仕団事務局事業

あきる野市赤十字奉仕団が行う、ボランティア活動・講座・研修における事務局を担当する。

ア 会議関係

(ア) 役員会等

- a 役員会への参加 6回
- b 部会への参加 6回

イ 事業関係

(ア) 事業・研修等

- a あきる野市産業祭への協力 1回
- b あきる野市総合防災訓練への協力 1回
- c 夏！体験ボランティアへの協力 1回
- d 研修会の開催 1回

(イ) 広報

a 広報紙の発行 1回

3 あきる野市遺族会事務局事業（市の事業を代行）

市内6支部（小宮支部は会員の高齢化に伴い支部の活動が困難となったため、令和8年3月31日付で解散）で組織するあきる野市遺族会の事務局として、三役会・支部長会・理事会等の運営のための事務、あきる野市と共催で実施する戦没者追悼式及び国と東京都で行う戦没者追悼式の参加に係る事務等を行うとともに、国や東京都、東京都遺族連合会等関係機関との連絡調整に係る事務を行う。

4 チャリティ事業への支援

(1) あきる野市民チャリティゴルフ大会

市民相互の親睦と福祉に貢献することを目的に組織された実行委員会及び、あきる野市内のゴルフ場（東京五日市カントリー倶楽部・立川国際カントリー倶楽部）の協力により実施する、あきる野市民チャリティゴルフ大会を支援する。

(2) 福祉バザー

収益金を社協に寄附し、地域福祉に寄与することを目的に、町内会・自治会、ふれあい福祉委員会、民生・児童委員協議会及びボランティア団体等の協力により組織された実行委員会が実施する、福祉バザーを支援する。